農地機構だより

～人と農地をつなぐ～　第44号

（公財）しまね農業振興公社
（農地バンク）
2022年 6月 発刊
松江市黒田町432番地1
0852−20−2871

前号に続き、所有者不明農地制度の全体の流れ及び内容についてです！！
今号は、“共有者が一人でもわかっている場合”の制度の概要について掲載をさせていただきたいと思います！！
※これまで何回か掲載をさせていただきました。重複するものもありますが、ご了承願います。

それでは見ていきましょう!!

共有者の一人でもわかっている場合の手続き（基盤強化法による制度）

制度の大まかな流れは以下のとおりです。

共有者の一人が管理（固定資産税の納税等）をしている場合の農地を「借り受けしたい」と申出された方に、利用権を設定する場合

所有者（共有者）の一人が市町村に申出を行う※1
→ 市町村が農用地利用集積計画の案を作成する
→ 市町村が農業委員会へ所有者に関する情報の探索を要請する
→ 農業委員会が所有者に関する情報を探索し、所有者の同意をとる
→ 農業委員会が、農用地利用集積計画等を公示する
→ 農業委員会が市町村へ通知する
→ 市町村が農用地利用集積計画を公告する
→ 県公社への20年※3以内の利用権設定

＊探索範囲は、配偶者、子等に限定

※２　公示期間は６ケ月

※１　借り手からの申出でも構いません。
※２　Ｒ５年度（予定）より、６ヶ月→２ヶ月となる予定です。
※３　Ｒ５年度（予定）より、20年→40年となる予定です。

事例についてご紹介します!!

共有持分の過半が判明しなかったことから、基盤強化法による所有者不明農地制度を活用した事例です。

登記名義人の姪にあたるＡから某市町村へ農地貸付けの申出がなされた。
某市町村で集積計画の案を作成し、農業委員会に探索の要請を行った。
登記名義人の配偶者はすでに亡くなっており、子はいないことが判明した。
さらに公示を行った結果相続人が判明しなかったことから、集積計画の案のとおり某市町村で公告をし、県公社と20年の利用権設定を行った。

解　説

基盤強化法による所有者不明農地制度は、誰か一人でも共有者(相続人)が判明している場合には活用できます。
明らかに所有者の過半が判明している場合、及び探索の結果判明した場合には通常の利用権設定となります。

編集後記

早いもので、令和４年度も２ヶ月が経過しました。
稲作経営者の方は、田植えも終えられて、一段落？というところでしょうか。
比較的好天が続いております。これから若干の降雨と、穏やかな天気が続き、来る秋には豊作となることを切にお祈りします。
（K・N）